

中小企業経営承継円滑化法  
申請マニュアル

「民法特例」

平成28年4月  
中小企業庁財務課

## 目次

第1章 経営承継円滑化法について.....	3
第1節 経営承継円滑化法の概要.....	3
第2節 用語について.....	3
1. 中小企業者（法第2条、施行令、施行規則第1条第1項）.....	3
2. 特例中小企業者（法第3条第1項、施行規則第1条第2項）.....	3
3. 旧代表者（法第3条第2項、施行規則第1条第3項）.....	4
4. 後継者（法第3条第3項、施行規則第1条第4項）.....	5
5. 推定相続人（法第3条第4項）.....	6
6. 戸籍謄本等（施行規則第1条第5項）.....	6
7. 従業員数証明書（施行規則第1条第6項）.....	6
8. 上場会社等（法第3条第1項、施行規則第1条第7項）.....	8
第3節 申請方法について.....	9
第4節 会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類.....	9
第2章 遺留分に関する民法の特例制度.....	11
第1節 遺留分制度の概要.....	11
1. 遺留分の意義.....	11
2. 遺留分の額の算出方法.....	11
3. 遺留分放棄制度による対策の限界.....	12
第2節 遺留分に関する民法の特例の概要.....	12
1. 2つの特例.....	12
2. 除外合意.....	13
3. 固定合意.....	13
4. 手続.....	14
第3節 遺留分に関する民法の特例に係る合意の内容.....	14
1. 遺留分の算定に係る合意等の概要.....	14
2. 後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意等.....	14
(1) 除外合意（第1号）.....	14
(2) 固定合意（第2号）.....	15
(3) 法第4条第1項ただし書の解釈.....	15
(4) 法第4条第3項の規定による定め具体例.....	16
3. 後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意等.....	17
(1) 後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意（法第5条）.....	17
(2) 旧代表者の推定相続人間の衡平を図るための措置に関する定め（法第6条第1項）.....	17

(3) 後継者以外の推定相続人が取得した財産に関する遺留分の算定に係る合意（法第 6 条第 2 項） .....	18
<b>第 4 節 手続</b> .....	<b>18</b>
1. 手続の概要 .....	18
2. 経済産業大臣の確認 .....	19
(1) 確認事項 .....	19
(2) 確認の申請手続 .....	19
3. 家庭裁判所の許可 .....	30

第1章 経営承継円滑化法について

第1節 経営承継円滑化法の概要

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（以下「法」といいます。また、同法の施行令（政令）と施行規則（省令）を、単にそれぞれ「施行令」と「施行規則」といいます。）は、① 遺留分に関する民法の特例、② 事業承継時の金融支援措置、③ 事業承継税制（非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度）の基本的枠組みを盛り込んだ事業承継円滑化に向けた総合的支援策の基礎となる法律で、平成20年10月1日（遺留分に関する民法の特例に係る規定は平成21年3月1日）から施行されています。

その後、平成27年8月21日に経営承継円滑化法が改正され、これまで旧代表者の推定相続人に限定されていた対象者が、推定相続人以外に拡充されることになりました。（平成28年4月1日以降に合意したものに限りです。）

第2節 用語について

1. 中小企業者（法第2条、施行令、施行規則第1条第1項）

法の対象となる中小企業者の範囲は、下表のとおり中小企業基本法上の中小企業者を基本とし、既存の中小企業支援法と同様に業種の実態を踏まえ政令によりその範囲を拡大しており、その営む業種により以下のような会社又は個人とされています。

なお、医療法人や社会福祉法人、外国会社は法における中小企業者には該当しません。

表1 法の対象となる中小企業者の範囲

中小企業基本法上の中小企業者の定義			政令により範囲を拡大した業種 (灰色部分を拡大)		
	資本金	又は 従業員数		資本金	又は 従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下	→	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下 900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下			
小売業	5千万円以下	50人以下	→	ソフトウェア・情報処理サービス業	3億円以下 300人以下
サービス業		100人以下	→	旅館業	5千万円以下 200人以下

2. 特例中小企業者（法第3条第1項、施行規則第1条第2項）

法第3条第1項は、遺留分に関する民法の特例制度を利用できる会社を「特例中小企業者」と定義しています。

この章において「特例中小企業者」とは、中小企業者のうち、一定期間以上継続して事業を行っているものとして経済産業省令で定める要件に該当する会社（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている

株式又は同法第 67 条の 11 第 1 項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。)をいう。

**① 中小企業者**

特例中小企業者は、法第 2 条に定義する中小企業者であることが要件となります。

**② 一定期間以上継続して事業を行っているものとして経済産業省令で定める要件**

施行規則第 2 条において、「3 年以上継続して事業を行っていること」と規定されています。

なお、組織再編があった場合における事業継続期間の算定上、旧会社における事業期間は通算されません。(下記表参照)

(組織変更(合同会社→株式会社など)、種類変更(合名会社→合資会社など)の場合には、法人格の同一性は維持されるため、この取扱いは適用されません。)

組織再編	申請者	旧会社
吸収合併	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
新設合併	新設合併設立会社	新設合併消滅会社
株式交換	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
株式移転	株式移転完全親会社	株式移転完全子会社

また、設立後 3 年未満の新設会社の場合にあっては、当該要件を充足することはできないため、ご注意下さい。

**3. 旧代表者(法第 3 条第 2 項、施行規則第 1 条第 3 項)**

法第 3 条第 2 項は、いわゆる先代経営者を「旧代表者」と定義しています。

この章において「旧代表者」とは、特例中小企業者の代表者であった者(代表者である者を含む。)であって、他の者に対して当該特例中小企業者の株式等(株式(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。)又は持分をいう。以下同じ。)の贈与をしたものをいう。

**① 特例中小企業者の代表者であった者(代表者である者を含む。)**

遺留分の算定に係る合意をする時点において、被相続人となるべき旧代表者は、特例中小企業者の代表者を既に退任している場合であっても、後継者ととともに代表者である場合であっても、いずれでもよいという趣旨です。

**② 株式等(株式(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。)又は持分をいう。)**

株式等は、遺留分の算定に係る合意の対象となるものであり、その分散による会社経営の不安定化を防止するという法の趣旨に照らし、株式からは会社の経営上の意思決定に関与しない完全無議決権株式を除いています。

持分は、合名会社、合資会社及び合同会社における持分を意味します。

**③ 他の者に対して株式等の贈与をしたもの**

贈与契約を締結しただけでは足りず、株券を交付するなど、既に履行されていることが必要です。

#### 4. 後継者（法第3条第3項、施行規則第1条第4項）

法第3条第3項は、遺留分に関する民法の特例制度を利用できる後継者を、そのまま「後継者」と定義しています。

(※) なお、第2章の説明で用いる「後継者」とは民法特例の対象となる後継者をいい、日常的用語でいう後継者の概念とは異なりますのでご注意ください。

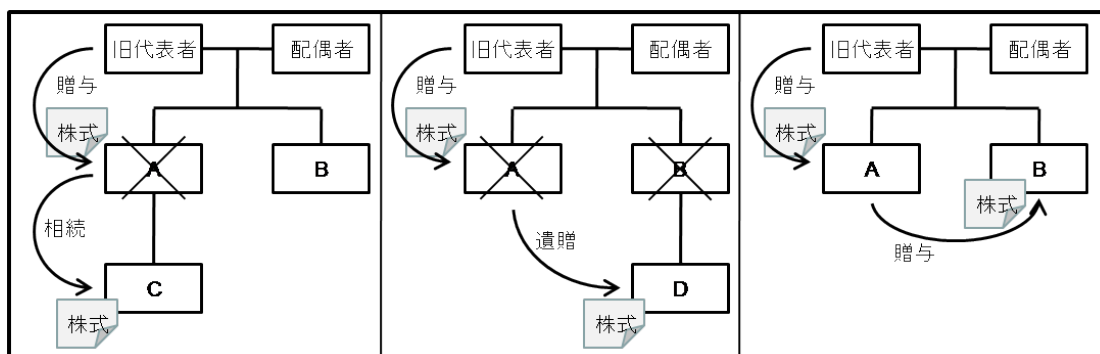
この章において「後継者」とは、旧代表者から当該特例中小企業者の株式等の贈与を受けた者（以下「特定受贈者」という。）又は当該特定受贈者から当該株式等を相続、遺贈若しくは贈与により取得した者であって、当該特例中小企業者の総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総社員の議決権の過半数を有し、かつ、当該特例中小企業者の代表者であるものをいう。

##### ① 旧代表者から当該特例中小企業者の株式等の贈与を受けた者

旧代表者から直接贈与を受けた者です。特定受贈者と定義します。

##### ② 当該特定受贈者から当該株式等を相続、遺贈若しくは贈与により取得した者

旧代表者から直接贈与を受けてはいないが、上記①の特定受贈者から相続、遺贈若しくは贈与により株式等を取得した者です。例えば、下図のようなケースにおけるC、D、Bが該当します。



##### ③ 総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総社員の議決権の過半数を有していること

単独で総株主又は総社員の議決権の過半数を有していることが要件となります。ここでの「総株主」には、完全無議決権株式のみを有する株主は除かれます。

##### ④ 特例中小企業者の代表者であるもの

遺留分の算定に係る合意をする時点において、特例中小企業者の代表者となっていることが要件となります。

## 5. 推定相続人（法第3条第4項）

民法上の推定相続人には兄弟姉妹も含まれますが、法第3条第4項における「推定相続人」は、遺留分の算定に係る合意の当事者となる者ですので、遺留分を有さない兄弟姉妹及びこれらの者の子を除いています。

この章において「推定相続人」とは、相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち、被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以外のものをいう。

## 6. 戸籍謄本等（施行規則第1条第5項）

遺留分に関する民法の特例制度においては、遺留分権利者を明らかにする必要があります。そこで、戸籍謄本（戸籍が電子化されている場合には、戸籍に記載した事項に関する証明書）の提出を求めることにしています。なお、ひとつの戸籍は夫婦とその子単位で構成されているため、婚姻などにより戸籍から除かれる場合があります。このため、明らかにすることが必要とされている関係によって、本人以外の者を含む複数の戸籍謄本や除籍謄本（戸籍が電子化されている場合には、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書）の提出が必要となる場合があります。

## 7. 従業員数証明書（施行規則第1条第6項）

法に基づく申請等をする際には、常時使用する従業員の数を証する書類を提出する必要があります。施行規則では、「従業員数証明書」と定義しており、その内容は、次のとおりです。

### ① 厚生年金保険<sup>1</sup>の標準報酬月額決定通知書

70歳未満の常時使用する従業員の数を証する書類です。

日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者など、厚生年金保険の加入対象とならない者は常時使用する従業員には該当しません。

いわゆる出向や派遣等の場合にあっては、あくまでも厚生年金保険の加入事業所における常時使用する従業員として取り扱います。

厚生年金保険の適用事業所においては、70歳未満であり、かつ、従業員として使用されている者（日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者等を除く。）は、厚生年金保険の被保険者になります。

また、厚生年金保険の保険料や保険給付額の計算のために、社会保険事務所が毎年7

---

<sup>1</sup> 厚生年金保険及び健康保険については、法人事業所はすべて適用事業所となります。また、個人事業所は一部の事業所（従業員が5人未満の個人経営の事業所など）を除き適用事業所となります。（厚生年金保険法第6条第1項及び健康保険法第3条第3項）。

月1日に被保険者の給与を基準として被保険者毎に標準報酬月額を定め「標準報酬月額決定通知書」を発行します。ただし、使用人兼務役員以外の役員であっても被保険者になるため、原則として決定通知書に氏名がある被保険者の人数から使用人兼務役員以外の役員の人数を除いた人数が70歳未満の常時使用する従業員の数となります。

なお、「標準報酬月額決定通知書」発行後における増減については、別途「被保険者資格取得（喪失）確認通知書」等によりその変動を証する必要があります。

## ② 健康保険の標準報酬月額決定通知書

70歳以上75歳未満の常時使用する従業員の数を証する書類です。

日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者など、健康保険の加入対象とならない者は常時使用する従業員には該当しません。

任意継続被保険者は、被保険者であっても加入事業所における雇用の実態がないため、常時使用する従業員には該当しません。

いわゆる出向や派遣等の場合にあっては、あくまでも健康保険の加入事業所における常時使用する従業員として取り扱います。

健康保険の適用事業所においては、75歳未満であり、かつ、従業員として使用されている者（日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者等を除く。）は、船員保険に加入している場合等を除き健康保険の被保険者になります。

また、健康保険の保険料や保険給付額の計算のために、社会保険事務所が毎年7月1日に被保険者の給与を基準として被保険者毎に標準報酬月額を定め「標準報酬月額決定通知書」を発行します。ただし、使用人兼務役員以外の役員であっても被保険者になるため、原則として決定通知書に氏名がある被保険者の人数から使用人兼務役員以外の役員及び任意継続被保険者の人数を除いた人数のうち70歳以上75歳未満の人数が常時使用する従業員の数となります。

なお、「標準報酬月額決定通知書」発行後における増減については、別途「被保険者資格取得（喪失）確認通知書」等によりその変動を証する必要があります。

## ③ その他の資料

常時使用する従業員の数を証する書類として、原則として、①及び②の書類の提出を求めています。下記に掲げるような場合にあっては、2月を超える雇用契約があり給与支給の実績がある、いわゆる正社員並みの雇用実態があることを前提に、それぞれに定める書類を提出することにより常時使用する従業員として取り扱います。

- ・厚生年金保険や健康保険の適用事業所でない場合：2月を超える雇用契約書（正社員並みとしての雇用形態がわかるもの。）及び給与明細書など



- ・75歳以上で厚生年金保険及び健康保険の加入対象外である場合：2月を超える雇用契約書（正社員並みとしての雇用形態がわかるもの。）及び給与明細書など
- ・船員保険の被保険者である場合等：これらの保険の被保険者資格を証する書類、2月を超える雇用契約書（正社員並みとしての雇用形態がわかるもの。）及び給与明細書など
- ・使用人兼務役員である場合：職業安定所に提出する兼務役員雇用実態証明書、雇用保険の被保険者資格を証する書類、2月を超える使用人としての雇用契約書及び使用人給与明細書など、使用人としての職制上の地位を証する書類

#### 8. 上場会社等（法第3条第1項、施行規則第1条第7項）

遺留分に関する民法の特例制度の対象となる中小企業者については、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社が除かれます。この適用対象外となる会社を「上場会社等」と定義しています。

#### 【議決権の帰属及び議決権の有無に関する原則的な考え方について】

- 1、会社法の規定により議決権行使できる事項に制限があるものとされている株式
  - ・定款の定めにより議決権行使できる事項に制限がある株主が有する株式
  - ・自己株式
  - ・相互保有株式
  - ・配当優先無議決権株式（無配時議決権復活条項付き）
  - ・取得請求権付（取得条項付）無議決権株式（対価が議決権株式であるもの）

⇒ これらについては、判定時点における議決権行使の可否により判定します。
- 2、寄附行為により議決権行使をしないものとされる財団が有する議決権株式
 

⇒ 議決権行使をしないものとする寄附行為の定めはないものとし、当該株式は議決権行使に制約のない通常の株主が有する議決権株式として取扱います。
- 3、規約により、その保有する全部又は一部の株式に係る議決権行使を理事長に一任する旨の定めがある持株会が有する議決権株式
 

⇒ 持株会会員がそれぞれの持分割合に応じた議決権を有するものとして取扱います。

### 第3節 申請方法について

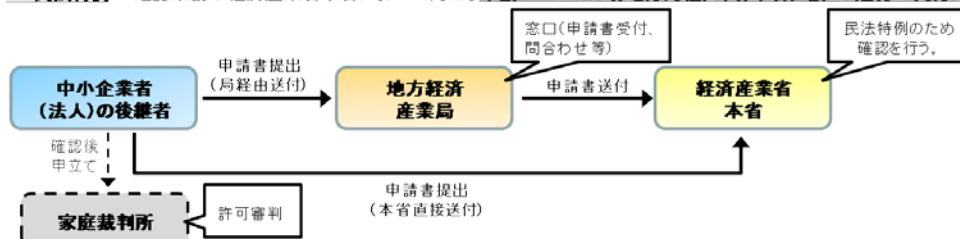
民法の特例に係る確認業務については本省において行いますので、経済産業省本省（中小企業庁財務課）に直接提出いただくこととなりますが、全国9カ所にある地方経済産業局に提出いただくことも可能です（その場合は書類が本省に転送されます。）。

#### <経済産業省本省連絡先>

中小企業庁 事業環境部 財務課	〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関1丁目3番1号	03-3501-5803（直通）
-----------------------	--------------------------------	------------------

#### <参考：申請方法の模式図>

1. 民法特例 確認業務は経済産業省本省において対応。申請については①地方局経由、②本省直接の送付の両方が可能。



### 第4節 会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類

各種申請手続きや報告手続きをいただくにあたり、会社については「会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類その他これらに類する書類」を提出いただく必要があります。

これらについて、会社の種別ごとに具体的に提出をお願いしている書類をまとめると以下のようになります。

なお、提出対象となる事業年度については、別途記載があるものを除き、それぞれの該当ページを参照して下さい。

なお、計算書類等の信頼性向上の観点から、計算書類等は「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に従って作成されることが望ましく、「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」又は「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」により税理士等の確認を受けている場合には、下記提出書類と併せてそのチェックリストも提出して下さい<sup>2</sup>。

<sup>2</sup> 中小事業者は、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用に努め、財務経営力の強化を図ることが重要です。詳細は <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/index.htm> をご覧下さい。

施行規則第3条第2項第5号（民法特例における確認申請）の場合

	株式会社	合同会社	合名・合資会社
貸借対照表	○	○	○
損益計算書	○	○	△
株主（社員）資本等変動計算書	○	○	△
個別注記表	○	○	△
事業報告	○	△	△
附属明細書（勘定科目内訳書を含む）	○	△	△

《略号》

○：提出をお願いしている書類です。

△：作成している場合に提出をお願いしている書類です。

但し、損益計算書を作成していない場合にあっては、収支計算書などそれに代わるものを提出して下さい。

また、附属明細書を作成していない場合にあっては、貸借対照表及び損益計算書（収支明細書など）の作成の基礎となった勘定科目内訳書等を提出して下さい。

## 第2章 遺留分に関する民法の特例制度

### 第1節 遺留分制度の概要

#### 1. 遺留分の意義

人は、自らの財産を自由に処分することができるはずですが、民法は、相続人の生活の安定や最低限度の相続人間の公平を確保するために、兄弟姉妹及びその子以外の相続人に最低限の相続の権利を保障しています（民法第1028条）。これが「遺留分」です。被相続人による財産の処分によって、遺留分を侵害された相続人は、遺留分の額以上の財産を取得した相続人に対して、財産の返還を請求することができます（民法第1031条）。これが「遺留分減殺請求権」です。

#### 2. 遺留分の額の算出方法

次の計算式により算出された遺留分算定基礎財産の価額に遺留分の比率（原則として2分の1。直系尊属だけが相続人の場合は3分の1。）を乗じることによって、相続人全体にとっての遺留分の額を算出します（民法第1028条）。これに個々の相続人の法定相続分を乗じることによって、個々の相続人が有する遺留分の額を算出します（民法第1044条で準用する同法第900条）。また、生前贈与された財産を遺留分算定基礎財産に算入すべき価額は、すべて相続開始時を基準に評価された価額となります<sup>3</sup>ので、後継者が生前贈与を受けた自社株式の価値が、後継者の努力によって被相続人の相続開始時までの間に上昇した場合には、後継者以外の相続人の遺留分の額が増大する結果となってしまいます。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{被相続人が相続開始時} & & & & & & \\ \text{において有していた財産} & + & \text{相続前1年以内} & + & \text{特別受益} & - & \text{負債} \\ & & \text{の生前贈与} & & & & \end{array}$$

注) 特別受益とは、被相続人から相続人に対する遺贈又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本としての贈与をいいます。

例えば、以下の事例における遺留分の額は、次のとおりです。

#### 【事例】

相続人：配偶者、子2人

被相続人の相続開始時の財産：不動産2000万円、預金1000万円

後継者である子に対する贈与：自社株式1億2000万円

負債：3000万円

#### 【遺留分算定基礎財産の価額】

不動産2000万円＋預金1000万円＋自社株式1億2000万円－負債3000万円

＝1億2000万円

#### 【相続人全体にとっての遺留分の額】

<sup>3</sup> 最判昭和51年3月18日民集30巻2号111頁

1 億 2000 万円  $\times$  1/2 = 6000 万円

**【個々の相続人の遺留分の額】**

配偶者 = 6000 万円  $\times$  1/2 = 3000 万円

子 2 人 = 6000 万円  $\times$  各 1/4 = 各 1500 万円

被相続人の相続開始時の財産（不動産 2000 万円、預金 1000 万円）を配偶者と後継者以外の子が、それぞれ不動産 2000 万円、預金 1000 万円を相続した場合、配偶者は 1000 万円（3000 万円 - 2000 万円）の遺留分侵害を受け、後継者以外の子は 500 万円（1500 万円 - 1000 万円）の遺留分侵害を受けていることになるので、それぞれ後継者である子に対して、自社株式の生前贈与につき遺留分減殺請求をすることができます。その結果、後継者が価額弁済のための資金を準備できない場合にあっては後継者が贈与を受けた自社株式が相続人間で分散してしまうこととなります。

### 3. 遺留分放棄制度による対策の限界

現行民法上においても、非後継者が遺留分の事前放棄（民法第 1043 条）をすることによって、遺留分に係る紛争を未然に防止することが可能です。しかしながら、遺留分の事前放棄による対策には、以下のような限界があります。

#### ① 非後継者の手続負担

遺留分の事前放棄は、遺留分を放棄しようとする者が自ら個別に家庭裁判所に申立てをして、許可を受ける必要があります。非後継者にとっては、何らのメリットもないのに、このような手続をしなければならないというのは、相当な負担となります。

#### ② 遺留分算定基礎財産に算入すべき価額の固定化

自社株式のように、後継者の貢献が価値の変動に影響を及ぼす財産については、一切遺留分を主張することができないことには非後継者の同意を得られないが、一定時点における価額に固定し、その後の価値上昇分に対しては遺留分を主張しないということには同意を得ることができる場合も考えられます。しかしながら、遺留分の事前放棄では、遺産すべてに対する遺留分を放棄するか、遺留分の一部を放棄する場合であっても特定の財産の全部を放棄するしかなく、推定相続人全員の同意があったとしても、予め特定の財産について遺留分算定基礎財産に算入すべき価額を固定することはできません。

## 第 2 節 遺留分に関する民法の特例の概要

### 1. 2 つの特例

法は、以上のような遺留分制度による制約を解決するため、後継者が旧代表者からの贈与等により取得した自社株式（完全無議決権株式を除く。）又は持分（以下、本マニュアルにおいては無議決権株式を含む発行済株式を単に「株式」といい、無議決権株式を除く株式又は持分を「株式等」といいます。）について、旧代表者の推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち兄弟姉妹及びこれらの者の子以外のものに限る。以

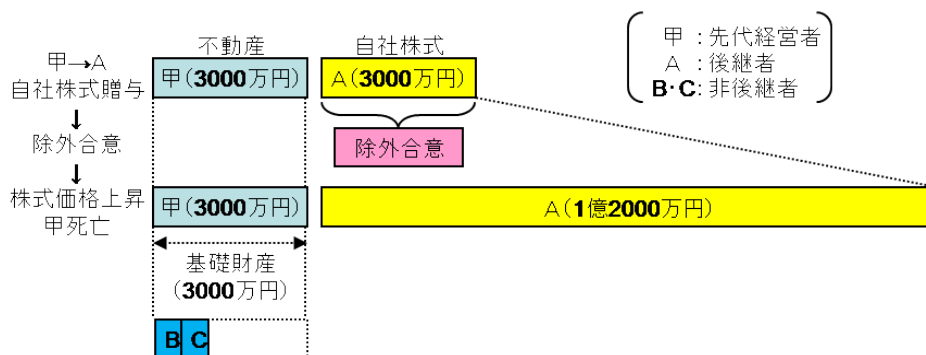
下同じ。) 及び後継者の全員の合意を前提として、次の2つの特例制度を創設しました。

- ① その価額を遺留分算定基礎財産に算入しないこと（「除外合意」）。
- ② 遺留分算定基礎財産に算入すべき価額を予め固定すること（「固定合意」）。

## 2. 除外合意

後継者が旧代表者からの贈与等により取得した株式等は、その贈与がいつ行われたものであっても、民法の規定によれば、「特別受益」としてすべて遺留分算定基礎財産に算入され、原則として、遺留分減殺請求の対象となります<sup>4</sup>。

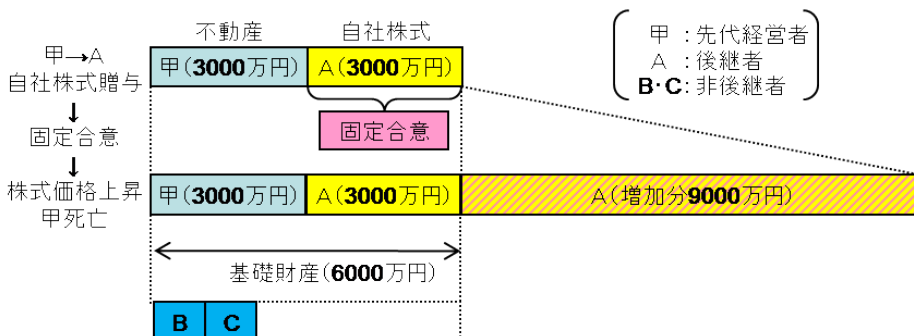
しかしながら、当該株式等を除外合意の対象とすれば、遺留分算定基礎財産に算入されなくなり、遺留分減殺請求の対象にもなりません。



## 3. 固定合意

後継者が旧後継者からの贈与等により取得した株式等を遺留分算定基礎財産に算入する価額は、相続開始時を基準とする評価額です。下図のとおり、贈与時に3000万円だった自社株式の価値が相続開始時には1億2000万円に上昇していた場合には、その価値上昇が後継者の努力によるものであったとしても、上昇後の1億2000万円が遺留分算定基礎財産に算入されます。

これに対して、当該株式等を固定合意の対象とすれば、遺留分算定基礎財産に算入すべき価額が3000万円となり、価値上昇分9000万円は遺留分算定基礎財産に算入されなくなります。



<sup>4</sup> 最判平成10年3月24日民集52巻2号433頁

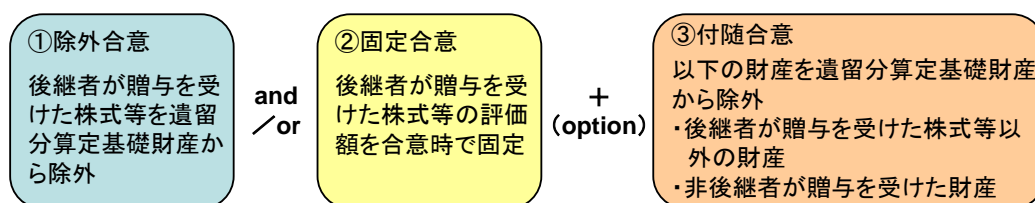
#### 4. 手続

上記の除外合意も固定合意も、旧代表者の推定相続人及び後継者の全員の合意を前提とし、経済産業大臣の確認及び家庭裁判所の許可を受けることによって、当該合意の効力が発生します。

### 第3節 遺留分に関する民法の特例に係る合意の内容

#### 1. 遺留分の算定に係る合意等の概要

遺留分に関する民法の特例制度を利用するためには、下図のとおり、①除外合意と②固定合意の双方又はいずれか一方の合意を必ずする必要があります。これらの合意をした場合には、それと併せて③付随合意をすることができます。



#### 2. 後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意等

法第4条第1項は、旧代表者の推定相続人及び後継者の全員の合意をもって、書面により、次に掲げる内容の定めをすることができる旨を規定しています。

なお、①除外合意と②固定合意は、二者択一ではなく、組み合わせることが可能です。例えば、後継者が旧代表者からの贈与等により取得した1000株のうち600株を①除外合意の対象とし、残りの400株を②固定合意の対象とすることもできます。

また、民法の特例制度の施行日（平成21年3月1日）以前に贈与された株式等についても、これらの合意の対象とすることができますが、当該合意は、上記施行日以降でなければ、することができません。

##### (1) 除外合意（第1号）

当該後継者が当該旧代表者からの贈与又は当該特定受贈者からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した当該特例中小企業者の株式等の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと。

後継者が旧代表者からの贈与等により取得した株式等につき除外合意をすることにより、当該株式等は遺留分算定基礎財産に算入されず、遺留分減殺請求の対象にもならないため、旧代表者の相続に伴って当該株式等が分散することを防止することができます。

なお、「当該特定受贈者からの相続、遺贈若しくは贈与により取得」の趣旨は、第2節の4②で述べたとおりです。

## (2) 固定合意（第2号）

前号に規定する株式等の全部又は一部について、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を当該合意の時における価額（弁護士、弁護士法人、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）、監査法人、税理士又は税理士法人がその時における相当な価額として証明をしたものに限る。）とすること。

後継者が旧代表者からの贈与等により取得した株式等につき固定合意をすることにより、当該株式等を遺留分算定基礎財産に算入する価額が当該合意時における価額に固定されます。旧代表者の相続開始時までには当該株式等の価値が上昇しても、非後継者の遺留分の額が増大することはなく、後継者は、企業価値向上を目指して経営に専念することができます。

「合意の時における価額」については、弁護士等の専門家が「その時における相当な価額として証明をしたもの」であることが必要です。その評価方法の在り方については、中小企業庁が設置した「非上場株式の評価の在り方に関する委員会」（委員長：岡村正日本商工会議所会頭）において検討を行い、平成21年2月9日、「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」<sup>5</sup>を公表しています。

なお、「その時における相当な価額として証明」をする弁護士等には欠格事由が定められていますので（法第4条第2項）、注意してください。

## (3) 法第4条第1項ただし書の解釈

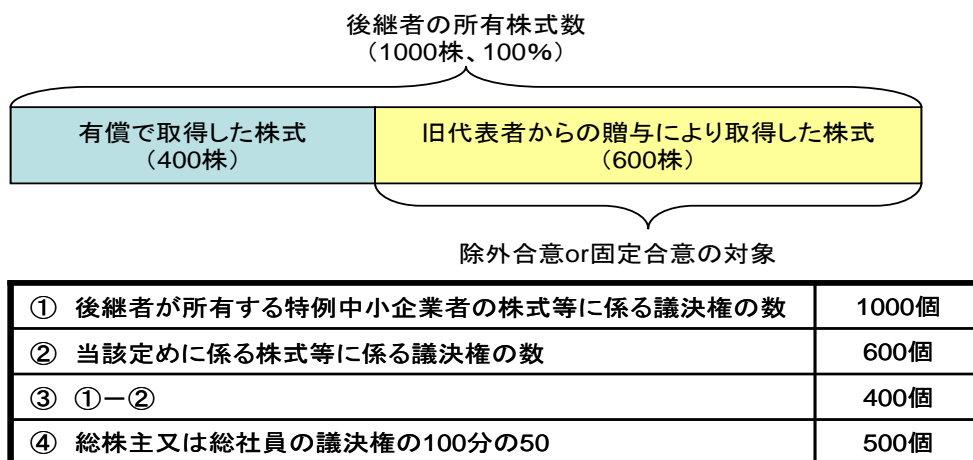
ただし、当該後継者が所有する当該特例中小企業者の株式等のうち当該定めに係るものを除いたものに係る議決権の数が総株主又は総社員の議決権の100分の50を超える数となる場合は、この限りでない。

法第4条第1項ただし書は、除外合意や固定合意の対象とする株式等を後継者が所有していないと仮定してもなお、後継者が議決権の過半数を確保することができる場合には、当該合意をすることができない旨を規定しています。具体的には、以下のとおりです。

<sup>5</sup> 同ガイドラインの全文は、<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2009/090209HyoukaGuidelines.htm>

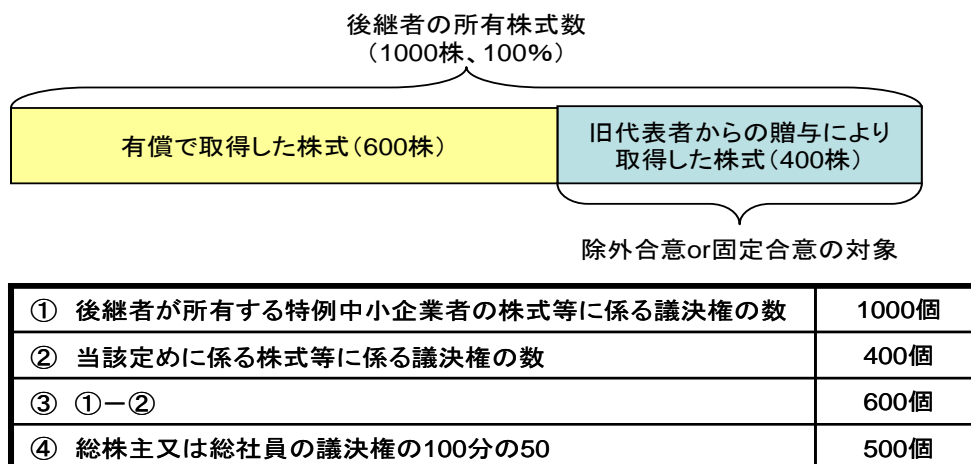


### 【合意ができる場合】



上記事例では、③の数が④の数を超えていませんので、法第4条第1項ただし書に該当せず、当該除外合意又は固定合意をすることができます。

### 【合意ができない場合】



上記事例では、③の数が④の数を超えていますので、法第4条第1項ただし書に該当し、当該除外合意又は固定合意をすることはできません。

#### (4) 法第4条第3項の規定による定め具体例

- 旧代表者の推定相続人及び後継者は、第1項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、書面により、次に掲げる場合に当該後継者以外の推定相続人がとることができる措置に関する定めをしなければならない。
- 一 当該後継者が第1項の規定による合意の対象とした株式等を処分する行為をした場合
  - 二 旧代表者の生存中に当該後継者が当該特例中小企業者の代表者として経営に従事し

#### なくなった場合

除外合意や固定合意をした後、後継者が当該合意の対象とした株式等を処分したり、特例中小企業者の代表者を退任したりした場合には、当該合意は、本来の趣旨に沿わなくなるといえることができます。

しかしながら、こうした場合に当該合意の効力が当然に消滅することとすると、当該合意の対象とした株式等の価値が下落し、当該合意があることによってむしろ不利益を受けると判断した後継者が当該株式等を処分するなどして、容易に当該合意の効力を消滅させることができることになり、当事者間の衡平上問題があると考えられます。

そこで、法第4条第3項は、予め旧代表者の推定相続人及び後継者間で協議をし、後継者が株式等を処分した場合などに非後継者がとることができる措置を定めるべきことを規定しています。

その具体的な内容については、法は、特段の基準を設けておらず、当事者間の協議により、個別具体的な状況に応じて定めることができます。具体的には、次のような定めをすることが想定されますが、後継者の経営の自由度を高めるため、後継者が株式等を処分しても非後継者は何ら異議を述べず、一切の金銭を請求しない旨を定めることもできます。

- ・非後継者は、他の非後継者と共同して当該合意を解除することができる。
- ・非後継者は、後継者に対し、一定額の金銭の支払を請求することができる。

### 3. 後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意等

法第5条及び第6条は、旧代表者の推定相続人及び後継者が、除外合意又は固定合意をする際に、併せて、次の合意をすることができる旨を規定しています。

#### (1) 後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意（法第5条）

旧代表者の推定相続人及び後継者は、前条第1項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、書面により、後継者が当該旧代表者からの贈与又は当該贈与を受けた旧代表者の推定相続人からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した財産（当該特例中小企業者の株式等を除く。）の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

本条は、後継者が特例中小企業者の株式等以外の財産、例えば、事業の用に供している不動産や現金などを旧代表者からの贈与等により取得している場合に、当該財産についても遺留分算定基礎財産に算入しないこととすることができる旨を規定しています。

なお、本条の規定による合意の対象とすることができる財産の種類や額には制限はありません。

#### (2) 旧代表者の推定相続人間の衡平を図るための措置に関する定め（法第6条第1項）

旧代表者の推定相続人及び後継者が、第4条第1項の規定による合意をする際に、併

せて、その全員の合意をもって、当該推定相続人と当該後継者との間の衡平及び当該推定相続人間の衡平を図るための措置に関する定めをする場合においては、当該定めは、書面によってしなければならない。

法第4条及び第5条は、いずれも後継者が旧代表者からの贈与等により取得した特例中小企業者の株式等その他の財産に関する遺留分の算定に係る合意ですが、この合意につき非後継者の同意を得るために、何らかの形で、推定相続人と後継者との間の衡平、推定相続人間の衡平を図ることが考えられます。そのような措置を講じた場合には、当事者間の合意の全体を明らかにすることが望ましく、このため、本条は、当該定めをする場合には書面によるべき旨を規定しています。具体的には、以下のような定めをすることが想定されます。

- 後継者は、非後継者に対し、一定額の金銭を支払う。
- 後継者は、旧代表者に対し、生活費として、毎月一定額の金銭を支払う。
- 後継者は、旧代表者に疾病が生じたときは、医療費その他の金銭を負担する。

### (3) 後継者以外の推定相続人が取得した財産に関する遺留分の算定に係る合意（法第6条第2項）

旧代表者の推定相続人及び後継者は、前項の規定による合意として、後継者以外の推定相続人が当該旧代表者からの贈与又は当該特定受贈者からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した財産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

法第6条第2項は、同条第1項の推定相続人と後継者との間の衡平、推定相続人間の衡平を図るための措置に関する定めの一つとして、非後継者が旧代表者からの贈与等により取得した財産についても、遺留分算定基礎財産に算入しないこととすることができる旨を規定しています。

なお、本項の規定による合意の対象とすることができる財産の種類や額には制限はありません。

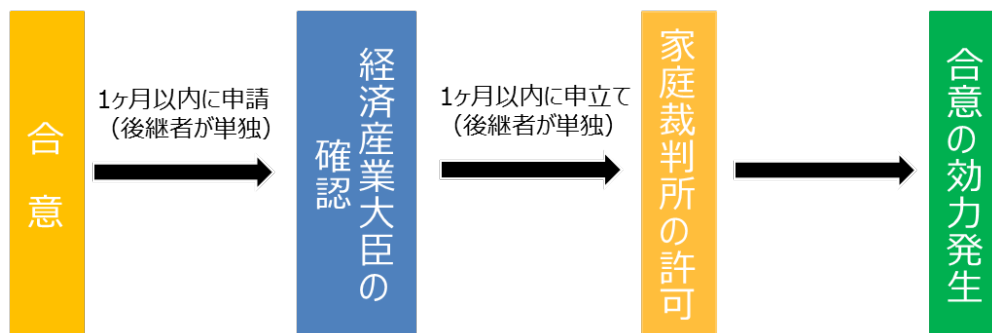
## 第4節 手続

### 1. 手続の概要

遺留分の算定に係る合意は、経済産業大臣の確認（以下この節において「大臣確認」といいます。）及び家庭裁判所の許可（以下この節において「家裁許可」といいます。）を得ることによって、その効力を生じます（法第7条第1項及び第8条第1項）。

大臣確認の申請者及び家裁許可の申立人は、いずれも後継者単独です。

大臣確認及び家裁許可にはそれぞれ期間制限が設けられており、大臣確認は合意をした日から、家裁許可は大臣確認を受けた日から、それぞれ1か月以内に申請又は申立てをする必要があります。



## 2. 経済産業大臣の確認

### (1) 確認事項

経済産業大臣が確認する事項は、次のとおりです（法第7条第1項各号）。

- ① 当該合意が当該特例中小企業者の経営の承継の円滑化を図るためにされたものであること。
- ② 申請をした者が当該合意をした日において後継者であったこと。
- ③ 当該合意をした日において、当該後継者が所有する当該特例中小企業者の株式等のうち当該合意の対象とした株式等を除いたものに係る議決権の数が総株主又は総社員の議決権の100分の50以下の数であったこと。
- ④ 第4条第3項の規定による合意をしていること。

#### 《備考》

①については、特例中小企業者の経営の承継の円滑化を図ることを目的として遺留分の算定に係る合意をした旨を記載した書面により確認します。実務上は、遺留分の算定に係る合意をする際に作成する書面中に併せて記載するのが通常であると考えられます。

②については、申請者が、遺留分の算定に係る合意をした日において、法第3条第3項の「後継者」の要件のすべてを満たしていることです。

### (2) 確認の申請手続

遺留分の算定に係る合意について大臣確認を受けるためには、後継者は、当該合意をした日から1か月以内に、所定の申請書に一定の書類を添付して、経済産業大臣に提出する必要があります（法第7条第2項）。

大臣確認は、経済産業省本省（中小企業庁財務課）において事務処理をしています。したがって、申請書及び添付書類は、原則として同課に直接提出していただくことになりますが、各地方経済産業局に提出していただいても結構です。

## ア 申請書の記載要領

申請書は、様式第1を使用してください。

### 【様式記載事項についての補足説明】

#### 「特例中小企業者」について

- ① 「会社所在地」及び「会社名」には、特例中小企業者の本店所在地及び会社名を記載してください。
- ② 「代表者の氏名」には、複数の代表者がいる場合には、すべての代表者の氏名を記載してください。なお、遺留分に関する民法の特例においては、後継者は、特例中小企業者の代表者であることが要件となっていますので、「代表者の氏名」欄に申請者たる後継者の氏名が記載されていなければ、大臣確認を受けることができません。
- ③ 「設立日」には、特例中小企業者の登記事項証明書の「会社成立の年月日」欄に記載されている年月日を記載してください。
- ④ 「資本金の額又は出資の総額」には、合意日における特例中小企業者の資本金の額又は出資の総額を記載してください。
- ⑤ 「株式上場又は店頭登録の有無」には、ア又はイのいずれかを○で囲んでください。なお、株式を上場又は店頭登録している株式会社は特例中小企業者に該当しませんので（法第3条第1項）、アを○で囲んでいる場合には、大臣確認を受けることができません。
- ⑥ 「主たる事業内容」には、合意日において特例中小企業者が営んでいる事業内容（一般機械製造業、繊維・衣類等卸売業、一般飲食店など）を記載してください。
- ⑦ 「総株主又は総社員の議決権の数」には、合意日における全ての株主又は社員が有する議決権の総数を記載してください。
- ⑧ 「常時使用する従業員の数」には、合意日において特例中小企業者が常時使用する従業員の数を記載してください。ここでいう「常時使用する従業員」は、第1章第2節7. で解説している「従業員数証明書」により証明することができる従業員を意味します。

#### 「旧代表者」について

- ① 「住所」及び「氏名」には、それぞれ該当する事項を記載してください。
- ② 「代表権の有無」には、合意日において旧代表者が代表権を有する場合は「あり」を○で囲み、代表権を有さない場合は「なし」を○で囲むとともに代表者を退任した年月日を記載してください。

#### 「後継者」について

- ① 「住所」、「氏名」及び「電話番号」には、それぞれ該当する事項を記載してください。「住所」欄には、郵便番号も記載してください。

- ② 「保有議決権数及び割合」には、合意日において、後継者が有する議決権の数と議決権総数に対する割合を記載してください。「合意の対象とした株式等を除いた保有議決権数及び割合」には、合意日において後継者が有する議決権の数から合意の対象となった議決権の数を控除した数とその議決権総数に対する割合を記載してください。
- ③ 「旧代表者との続柄」には、「妻」、「夫」、「長男」、「次男」、「養子」、「孫」、「第三者」など、旧代表者との続柄を記載してください。

#### 「後継者以外の推定相続人」

別紙の「後継者以外の推定相続人目録」に、後継者以外の推定相続人全員の住所、氏名、電話番号及び旧代表者との続柄を記載してください。「住所」欄には、郵便番号も記載してください。

#### 「合意の内容」について

- ① 「合意日」には、推定相続人間の合意の日を記載して下さい。
- ② 「合意の対象とした株式等を後継者に贈与した年月日又は期間」には、合意の対象とした株式等を後継者に贈与した年月日が特定できる場合にはその年月日及び数量を、贈与が複数回に及ぶなど個別の年月日が不明である場合にはその贈与を行った期間を記載して下さい。
- ③ 「チェック欄」には、合意をした事項について○を記載してください。なお、「合意が特例中小企業者の経営の承継の円滑化を図るためにされたものであること。」、「法第4条第1項第1号の規定による合意」又は「法第4条第1項第2号の規定による合意」及び「法第4条第3項の規定による合意」は必須事項ですので、これらの事項に係る「チェック欄」に○が記載されていない場合には、大臣確認を受けることができません。
- ④ 「添付書類」には、合意をした事項ごとに、当該事項を確認できる書類及び該当箇所を具体的に記載してください。例えば、合意書内のある条項を指し示す場合には、「合意書第●条」などと記載してください。

#### イ 添付書類

大臣確認の申請をするに当たっては、次の書類を添付してください。なお、いずれの書類も、申請者の希望により原本の還付を受けることができます<sup>6</sup>。原本の還付を受ける場合は、原本と併せてその写しを添付してください。原本は、確認書の交付時に返還します。

- ① 合意の当事者の全員の署名又は記名押印のある次に掲げる書面
  - イ 当該合意に関する書面

<sup>6</sup> 特に戸籍謄本等については、家裁許可の申立てに際して、家庭裁判所から提出を求められると考えられますので、原本の還付を受けておくが簡便です。

ロ 当該合意の当事者の全員が当該特例中小企業者の経営の承継の円滑化を図るために当該合意をした旨の記載がある書面

上記イ及びロの書面は、それぞれ別個の書面を作成してもよいですが、イの書面に併せてロの事項を記載しても構いません。実務上は、イ及びロの事項を同一の書面に記載することが多いと思われます。

なお、当該書面は、経済産業省で保管するもののほか、申請者に交付する確認書に添付する必要があるため、写し各2通を添付してください（確認証明書の申請を同時にするときは、さらに必要な通数分の写しも添付してください）。上記イ及びロの具体的なイメージについては、以下をご参照ください。

#### <後継者Bが推定相続人である場合>

##### <合意書の一例>

### 合 意 書

旧代表者Aの遺留分を有する推定相続人であるB、C及びDは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下、単に「法」という）に基づき、以下のとおり合意する。

（目的-法7条1項1号）

第1条 本件合意は、BがAからの贈与により取得したY社の株式につき遺留分の算定に係る合意等を行うことにより、Y社の経営の承継の円滑化を図ることを目的とする。

（確認-法3条2項及び3項）

第2条 B、C及びDは、次の各事項を相互に確認する。

- ① AがY社の代表取締役であったこと。
- ② B、C及びDがいずれもAの推定相続人であり、かつ、これらの者以外にAの推定相続人が存在しないこと。
- ③ Bが、現在、Y社の総株主（但し、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権〇〇個の過半数である〇〇個を保有していること。
- ④ Bが、現在、Y社の代表取締役であること。

（除外合意、固定合意-法4条1項1号及び2号）

第3条 B、C及びDは、BがAからの平成〇〇年〇〇月〇〇日付け贈与により取得

したY社の株式〇〇株について、次のとおり合意する。

- ① 上記〇〇株うち□□株について、Aを被相続人とする相続に際し、その相続開始時の価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない。
- ② 上記〇〇株うち△△株について、Aを被相続人とする相続に際し、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を〇〇〇〇円（1株あたり☆☆☆円。弁護士××××が相当な価額として証明をしたもの。）とする。

（後継者以外の推定相続人がとることができる措置—法4条3項）

第4条 Bが第3条の合意の対象とした株式を処分したときは、C及びDは、Bに対し、それぞれ、Bが処分した株式数に〇〇〇万円を乗じて得た金額を請求できるものとする。

2 BがAの生存中にY社の代表取締役を退任したときは、C及びDは、Bに対し、それぞれ〇〇〇万円を請求できるものとする。

3 前2項のいずれかに該当したときは、C及びDは、共同して、本件合意を解除することができる。

4 前項の規定により本件合意が解除されたときであっても、第1項又は第2項の金員の請求を妨げない。

（法4条1項の株式等以外の財産に関する合意—法5条）

第5条 B、C及びDは、BがAからの平成〇〇年〇〇月〇〇日付け贈与により取得した〇〇について、Aを被相続人とする相続に際し、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないことを合意する。

（衡平を図るための措置—法6条）

第6条 B、C及びDは、Aの推定相続人間の衡平を図るための措置として、次の贈与の全部について、Aを被相続人とする相続に際し、その相続開始時の価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないことを合意する。

- ① CがAから平成〇〇年〇〇月〇〇日付け贈与により取得した現金1,000万円
- ② DがAから平成〇〇年〇〇月〇〇日付け贈与により取得した下記の土地  
〇〇所在〇〇番〇〇宅地〇〇㎡

（経済産業大臣の確認—法7条）

第7条 Bは、本件合意の成立後1ヵ月以内に、法7条所定の経済産業大臣の確認の申請をするものとする。

2 C及びDは、前項の確認申請手続に必要な書類の収集、提出等、Bの同確認申請手続に協力するものとする。



(家庭裁判所の許可-法8条)

第8条 Bは、前条の経済産業大臣の確認を受けたときは、当該確認を受けた日から1ヵ月以内に、第3条ないし第6条の合意につき、管轄家庭裁判所に対し、法8条所定の許可審判の申立をするものとする。

2 C及びDは、前項の許可審判申立手続に必要な書類の収集、提出等、Bの同許可審判手続に協力するものとする。

以上の合意を証するため、本書を作成し、各推定相続人が署名捺印する。

平成〇〇年〇月〇日

本籍

住所

推定相続人 〇〇 〇〇 印

本籍

住所

推定相続人 〇〇 〇〇 印

本籍

住所

推定相続人 〇〇 〇〇 印

<後継者Bが推定相続人でない場合>

<合意書の一例>

### 合意書

旧代表者Aの遺留分を有する推定相続人であるC、D及び後継者であるBは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下、単に「法」という）に基づき、以下のとおり合意する。

(目的-法7条1項1号)

第1条 本件合意は、BがAからの贈与により取得したY社の株式につき遺留分の算定に係る合意等を行うことにより、Y社の経営の承継の円滑化を図ることを目的とする。

(確認-法3条2項及び3項)

第2条 B、C及びDは、次の各事項を相互に確認する。

- ① AがY社の代表取締役であったこと。
- ② C及びDがいずれもAの推定相続人であり、かつ、これらの者以外にAの推定相続人が存在しないこと。
- ③ Bが、現在、Y社の総株主（但し、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権〇〇個の過半数である〇〇個を保有していること。
- ④ Bが、現在、Y社の代表取締役であること。

（除外合意、固定合意-法4条1項1号及び2号）

第3条 B、C及びDは、BがAからの平成〇〇年〇〇月〇〇日付け贈与により取得したY社の株式〇〇株について、次のとおり合意する。

- ① 上記〇〇株うち□□株について、Aを被相続人とする相続に際し、その相続開始時の価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない。
- ② 上記〇〇株うち△△株について、Aを被相続人とする相続に際し、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を〇〇〇〇円（1株あたり☆☆☆円。弁護士××××が相当な価額として証明をしたもの。）とする。

（後継者以外の推定相続人がとることができる措置-法4条3項）

第4条 Bが第3条の合意の対象とした株式を処分したときは、C及びDは、Bに対し、それぞれ、Bが処分した株式数に〇〇〇万円を乗じて得た金額を請求できるものとする。

- 2 BがAの生存中にY社の代表取締役を退任したときは、C及びDは、Bに対し、それぞれ〇〇〇万円を請求できるものとする。
- 3 前2項のいずれかに該当したときは、C及びDは、共同して、本件合意を解除することができる。
- 4 前項の規定により本件合意が解除されたときであっても、第1項又は第2項の金員の請求を妨げない。

（法4条1項の株式等以外の財産に関する合意-法5条）

第5条 B、C及びDは、BがAからの平成〇〇年〇〇月〇〇日付け贈与により取得した〇〇について、Aを被相続人とする相続に際し、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないことを合意する。

（衡平を図るための措置-法6条）

第6条 B、C及びDは、Aの推定相続人と後継者との間の衡平、及びAの

推定相続人間の衡平を図るための措置として、次の贈与の全部について、Aを被相続人とする相続に際し、その相続開始時の価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないことを合意する。

- ① CがAから平成〇〇年〇〇月〇〇日付け贈与により取得した現金1,000万円
- ② DがAから平成〇〇年〇〇月〇〇日付け贈与により取得した下記の土地  
〇〇所在〇〇番〇〇宅地〇〇㎡

(経済産業大臣の確認-法7条)

第7条 Bは、本件合意の成立後1ヵ月以内に、法7条所定の経済産業大臣の確認の申請をするものとする。

- 2 C及びDは、前項の確認申請手続に必要な書類の収集、提出等、Bの同確認申請手続に協力するものとする。

(家庭裁判所の許可-法8条)

第8条 Bは、前条の経済産業大臣の確認を受けたときは、当該確認を受けた日から1ヵ月以内に、第3条ないし第6条の合意につき、管轄家庭裁判所に対し、法8条所定の許可審判の申立をするものとする。

- 2 C及びDは、前項の許可審判申立手続に必要な書類の収集、提出等、Bの同許可審判手続に協力するものとする。

以上の合意を証するため、本書を作成し、各推定相続人が署名捺印する。

平成〇〇年〇月〇日

本籍

住所

後継者 〇〇 〇〇 印

本籍

住所

推定相続人 〇〇 〇〇 印

本籍

住所

推定相続人 〇〇 〇〇 印

- ② 法第4条第1項第2号に掲げる内容の定めをした場合においては、同号に規定する証明を記載した書面

固定合意をした場合には、当該合意により定めた価額が合意の時における相当な

価額であることの弁護士等の証明書を添付してください。

証明書の例は、次のとおりである。

証 明 書	
	平成 年 月 日
〇〇 〇〇 殿	
	東京都〇〇区〇〇・・・・・・・・
	〇〇税理士事務所
	税理士 〇〇 〇〇
<p>当職は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第4条第1項第2号の規定に基づき、〇〇〇〇、〇〇〇〇および〇〇〇〇がした平成〇年〇月〇日付け合意（以下「本件合意」という。）により定めた価額について、下記のとおり証明する。</p>	
記	
1	本件合意の対象とした株式 株式会社〇〇〇〇の株式〇〇株
2	本件合意により定めた価額 金〇〇〇〇円（1株当たり金〇〇円）
3	鑑定評価の方法および結果 1の株式につき、〇〇〇〇方式と〇〇〇〇方式との併用方式によって鑑定評価したところ、2の価額は、本件合意の時における相当な価額であると認められる。
4	附属書類 株式鑑定評価書 1通
	以上

③ 印鑑証明書

①の書面に当事者が押印する場合には、印鑑登録をした印鑑を押印し、当該印鑑に係る印鑑証明書を添付してください。印鑑証明書は、大臣確認の申請をする日の前3か月以内に作成されたものであることが必要です。

④ 定款の写し

合意日において効力を有する定款の写しを添付してください。

なお、本来の定款変更手続を経ていなくても、法律上、定款変更をしたものとみなされる場合があります。法律により定款変更したものとみなされた事項が定款書面に反映されていない場合には、当該事項を記載した書面を併せて添付してください。

⑤ 特例中小企業者の登記事項証明書

大臣確認の申請をする日の前 3 か月以内に作成された登記事項証明書を添付してください。なお、旧代表者が合意日において特例中小企業者の代表者でない場合には、旧代表者が代表者であったことを証する履歴事項証明書又は閉鎖事項証明書を併せて添付してください。

⑥ 合意日における特例中小企業者の従業員数証明書

合意日における常時使用する従業員の数を証する従業員数証明書を添付してください。

従業員数証明書については、第 1 章第 2 節 7 をご参照ください。

⑦ 貸借対照表、損益計算書など会社法第 435 条第 2 項又は第 617 条第 2 項に規定する書類

特例中小企業者の合意の日の前 3 年以内に終了した各事業年度の貸借対照表、損益計算書など会社法第 435 条第 2 項又は第 617 条第 2 項に規定する書類その他これらに類する書類を添付してください。例えば、事業年度が 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの会社の場合で、合意の日が平成 26 年 9 月 1 日であるときは、平成 24 年 3 月期、平成 25 年 3 月期及び平成 26 年 3 月期のものを提出してください。

具体的に提出していただく資料については、第 1 章第 4 節をご参照下さい。

⑧ 特例中小企業者が上場会社等に該当しない旨の誓約書

合意日において特例中小企業者が株式を上場又は店頭登録していない旨の誓約書を作成し、添付してください。

誓 約 書			
	平成	年	月 日
経済産業大臣	〇〇〇〇	殿	
		東京都・・・・	
		〇〇株式会社	
		代表取締役	〇〇 〇〇 印
<p>当社は、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第 67 条の 11 第 1 項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社でないことを誓約いたします。</p>			
以上			

⑨ 農地所有適格法人である旨の農業委員会の証明書

特例中小企業者が農地所有適格法人である場合には、合意日において農地所有適格法人である旨の農業委員会の証明書<sup>7</sup>を添付してください。

<sup>7</sup> 農業委員会の証明書の入手方法については、最寄りの農業委員会にお問い合わせください。

#### ⑩ 戸籍謄本等

合意の当事者が旧代表者の推定相続人の全員であることを証する戸籍謄本等を添付してください。戸籍は、戸籍法の改正、婚姻、転籍等によって、従前の戸籍が除籍されて新たな戸籍が編製されますので、連続したすべての戸籍を収集する際には、古い戸籍の消除日・除籍日と新しい戸籍の編製日が一致していることを確認してください。

添付が必要な戸籍謄本等は、以下のとおりです。

- ・旧代表者の誕生日から合意日までの連続した戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本（→したがって、合意日の後に戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本を取得する必要があります。取得が困難な場合は、経済産業省中小企業庁財務課にご相談ください。）
- ・後継者及び推定相続人全員の戸籍謄本
- ・旧代表者の子（及びその代襲者）で死亡している者がある場合、その子（及びその代襲者）の誕生日から死亡日までの連続した戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ・旧代表者の父母が推定相続人に含まれる場合において、父母の一方が死亡しているときは、その死亡時の戸籍（又は除籍、改製原戸籍）の謄本

#### ⑪ 株主名簿の写し

特例中小企業者が株式会社である場合には、合意日における特例中小企業者の株主名簿の写しを添付してください。

株主名簿には会社の実印を押印して下さい。

### ウ 確認書の交付

経済産業大臣は、確認をした際には、申請者に対して確認書を交付します（施行規則第5条第1項）。

### エ 確認証明書の申請及び交付

旧代表者の相続開始後、後継者及び相続人間で紛争が生じた場合において、遺留分の算定に係る合意の存在を主張立証することが必要となることがあり得ます。そこで、合意の当事者は、いつでも経済産業大臣に対し、確認をしたことを証明した書面の交付を請求することができることとしています（施行規則第5条第2項）。

なお、家裁許可の申立てに際して家庭裁判所に差し出すべき「確認をしたことを証明する経済産業大臣の作成した書面」（特別家事審判規則第32条）については、確認証明書がこれに該当します。したがって、大臣確認の申請に際して、同時に確認証明書の申請をしておく、確認書と同時に確認証明書の交付を受けることができます。

申請書は、様式第4を使用してください。

### 3. 家庭裁判所の許可

家庭裁判所の許可に関する手続については、最高裁判所のホームページ<sup>8</sup>に掲載されていますので、参照してください。以下は、同ページからの抜粋です。（平成 28 年 3 月末時点）

#### 1 概要

この申立ては、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」中の「遺留分に関する民法の特例」の規定に基づく遺留分の算定に係る合意の許可を求めるものです。

「遺留分に関する民法の特例」の規定においては、一定の要件を満たす中小企業の後継者が、所要の手続を経ることを前提として、以下の特例などの適用を受けることができる旨定められています。

（１）後継者が旧代表者からの贈与等により取得した株式等について、遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと

（２）後継者が旧代表者からの贈与等により取得した株式等について、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を合意の時点における価額とすること

この手続を利用するためには、旧代表者の推定相続人（兄弟姉妹及びその子を除く。）全員で合意書面を作成し、その合意をした日から 1 か月以内に、後継者が経済産業大臣に対して、合意についての確認の申請を行う必要があります。後継者は、その確認を受けた日から 1 か月以内に、家庭裁判所にこの申立てをする必要があります。

家庭裁判所は、その合意が当事者の全員の真意に出たものであるとの心証を得なければ合意を許可することができません。許可の審判が確定すると、合意の効力が生じます。

#### 2 申立人

- ・ 経済産業大臣の確認を受けた後継者

#### 3 申立期間

- ・ 経済産業大臣の確認を受けた日から 1 か月以内

<sup>8</sup> [http://www.courts.go.jp/saiban/syurui\\_kazi/kazi\\_06\\_29/index.html](http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/kazi_06_29/index.html) に遺留分の算定に係る合意の許可に関する手続が掲載されています。

#### 4 申立先

- ・旧代表者の住所地の家庭裁判所<sup>9</sup>

#### 5 申立てに必要な費用

- ・収入印紙800円分
- ・連絡用の郵便切手（申立てされる家庭裁判所へ確認してください。なお、各裁判所ウェブサイト<sup>10</sup>中に掲載されている場合もあります。）

#### 6 申立てに必要な書類

(1) 申立書（7申立書の書式及び記載例をご利用ください。）

(2) 標準的な申立添付書類

※ 同じ書類は1通で足りません。

※ 戸籍等の謄本は、経済産業省から還付されたもので差し支えありません。

※ 戸籍等の謄本は、戸籍等の全部事項証明書という名称で呼ばれる場合があります。

※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

#### 【共通】

① 経済産業大臣の作成に係る確認証明書（「確認書」ではないので注意が必要です。）

② 合意書面の写しを推定相続人（申立人並びに旧代表者の兄弟姉妹及びおいめいを除く）の人数分の通数

③ 旧代表者の出生時から現在までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本

④ 推定相続人全員（申立人を含む）の戸籍謄本

⑤ 旧代表者の子（及びその代襲者）で死亡している方がいらっしゃる場合，その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本

#### 【推定相続人に父母・祖父母等（直系尊属）（第二順位相続人）が含まれている場合】

⑥ 推定相続人が父母の場合で，父母の一方が死亡しているときは，その死亡の記載

<sup>9</sup> 管轄裁判所は、最高裁判所のホームページで調べることができます。

<sup>10</sup> <http://www.courts.go.jp/saiban/kankatu/index.html> に各地の裁判所一覧が掲載されています。



のある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本

⑦ 推定相続人が祖父母，曾祖父母の場合は，他に死亡している直系尊属（ただし，推定相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る（例：祖母が推定相続人である場合，祖父と父母））がいらっしゃる場合，その直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本

7 申立書の書式及び記載例<sup>11</sup>

---

<sup>11</sup> [http://www.courts.go.jp/saiban/syosiki\\_kazisinpan/syosiki\\_01\\_69/index.html](http://www.courts.go.jp/saiban/syosiki_kazisinpan/syosiki_01_69/index.html) に申立書の書式及び記載例が掲載されています。